

平成22年4月20日

各介護保険事業者 御中

和泉市高齢介護室
室長 西出 喜則
(公 印 省 略)

ケアプランの短期目標及びサービス給付に関することについて（通知）

平素は、本市の介護保険事業運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、下記において、ケアプランの短期目標、訪問介護員による散歩同行、買い物同行について、本市としての給付等に対する考えをまとめたものです。今後のプラン作成及びサービス提供においてご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

①ケアプランの短期目標について

ケアプランは言うまでもなく利用者のために作成されるものであり、利用者・家族を含むケアチーム間での共通理解や合意がなされた上で作成されるものです。

ケアプランの目標は、利用者・家族、サービス事業所等がそれぞれの役割を果たした結果、到達する「利用者の姿」をイメージして設定するものです。そのなかでも短期目標は利用者にとって達成できる可能性があり、利用者自身の身体状況や意欲等の維持向上といった具体的な効果が見込まれるように設定するものであると考えております。

これまで、本市においては、利用者が質の高いサービス提供を受給できるようにするため、ケアプランの短期目標は3ヶ月を目安として立案するよう進めてまいりました。しかし、今後は全てのプランにおいて一律に短期目標の目安を3ヶ月とするのではなく、利用者の心身状況、取り巻く環境等を考慮した上で、達成する可能性を検討して目標と期間を設定してください。

つまり、利用者が目標に対する意欲を見失うことのない期間であること、また事業所が個別的なサービス提供を行い、評価や見直しを細やかに行えることが確実にできる期間であることです。

また、今後も、本市の給付適正化事業において、各介護保険サービスの質の向上を目的にプランの期間等も含め、各介護保険事業者と共に考えてまいります。

参考

老企第22号（平成11年7月29日付け）【抜粋】

2-3-(7)

⑧ 居宅サービス計画原案の作成(第8号)

介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。

また、当該居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各指定居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要である。

さらに、提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものでないことに留意する必要がある。

参考

老企第29号（平成11年11月12日付け）【抜粋】

[2] 「目標（長期目標・短期目標）」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に投階的に対応し、解決に結びつけるものである。緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。

[3]（「長期目標」及び「短期目標」に付する）「期間」

「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」を、いつまでに、どのレベルまで解決するのかの期間を記載する。「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した「短期目標」の達成期限を記載する。また、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあっては、開始時期のみ記載する等として取り扱って差し支えないものとする。なお、期間の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

②訪問介護員による散歩介助について

平成 21 年度の大阪府の Q&A のとおり、適切なアセスメントやケアプランのもと、散歩の介助ができます。

利用者が目標を達成するための手段として散歩を用いる場合、ケアマネジャーは利用者・家族や訪問介護事業所とともに、具体的な長期・短期目標の設定を行い、個別的な介護内容がケアプランに位置づけられた上で散歩同行のサービスを提供できるようにしてください。

また、散歩をケアプランに位置づける場合においては、訪問介護以外の他のサービス等の利用も併せて検討することを視野に入れ、目標達成に向けてサービス提供をおこなってください。

尚、散歩が利用者の心身の状態に適したものかどうかは、必要に応じ、主治医等の医療機関と連携して判断してください。

参考 平成 21 年度介護保険指定事業者集団指導【資料】(大阪府福祉部地域福祉推進室)
訪問介護サービス内容に関する Q & A (平成 21 年 4 月改正版)

【抜粋】

1、身体介護 【利用者の居宅外で行われるもの】

8、近所を散歩する

散歩の同行については、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助のできる状態で行うものについては、利用者の自立した生活支援に資するものと考えられることから、介護報酬の算定は可能である。

平成 21 年 7 月 24 日付け事務連絡 (厚生労働省老健局振興課)

「適切な訪問介護サービス等の提供について」 (抜粋)

2 例えば、「訪問介護員等の散歩の同行」は、自立支援、日常生活動作向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、利用者の自立支援に資する(例えば、ケアプランにおける長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である)ものとしてケアプランに位置づけられるような場合については、老計10号別紙「1 身体介護」の「1-6 自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)」に該当するものと考えられることから、保険者が個々の利用者の状況等に応じ必要と認める場合において、訪問介護費の支給対象となりうるものであること。

③訪問介護員による買い物同行について

買い物同行については、適切なアセスメントやケアプランのもと、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（最終改正：平成17年6月29日 老総発第0629001号・老介発第0629001号・老計発0629001号・老振発第0629001号・老老発第0629001号）で示す、「1-3-3通院・外出介助」又は「1-6 自立生活支援のための見守りの援助」（自立支援・ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）の区分に適用し、要介護度に関係なく行えることを改めてお伝えします。

参考

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）

平成十二年三月十七日付け老人保健福祉局老人福祉計画課長通知

【抜粋】

1-3-3 通院・外出介助

- 声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続き
- （場合により）院内の移動等の介助

1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）
- 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
- 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 認知症の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

④その他参考資料

課題分析についての参考資料です。

参考

老企第22号（平成11年7月29日付け）【抜粋】

2-3-(7)

⑥課題分析の実施(第6号)

居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなる。

課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。……(略)

⑦課題分析における留意点(第7号)

介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。……(略)

問 高齢介護室 介護保険担当
電話0725-41-1551
FAX0725-40-3441